



メルボルン日本人学校

労働安全衛生管理に関する方針

本方針に関するご質問は学校事務室(03 9528 1978)までお問い合わせください。

目的

本方針の目的は、当校が、安全な職場の提供を通じて、従業員、児童生徒、ボランティアおよび来校者の安全、健康および福祉の確保に努める旨を約束することである。

ガイドライン

メルボルン日本人学校は、以下のことを行う。

- 教育および業務遂行能力を高水準に保つため、人材に重きを置き、その労働安全衛生の確保が不可欠であることを認識する。
- 従業員、児童生徒、ボランティアおよび来校者に対し、健康で安全な職場環境と学習環境を提供することを、法的および道徳的に約束する。
- 当校は、合理的に実行可能な限りにおいて、労働安全衛生(OHS)を改善・促進し、当校の環境における労働災害や疾病を予防するための措置を講じる。

安全な職場の推進において、当校は以下のことを行う。

- 職場に影響を及ぼす労働安全衛生事項の決定や変更について、合理的に実行可能な限りにおいて、教職員と協議する。
- 年に一度、危険源の特定、評価、管理プロセスの実施および評価を文書化することにより、労働安全衛生上のリスクを特定し、低減する。
- 相当の期間内に新規および既存の危険源を検知しこれに対処するとともに、関係する教職員に連絡する。
- 労働安全衛生に関する関連法令(本書の「関連法令」を参照)およびガイドラインを遵守する。
- 継続的な改善を推進するため、労働安全衛生活動の結果を監視、報告し、これに対応する。
- 健康で安全かつ協力的な職場を維持するために、リソースを適切に配分する。
- 安全で協力的な職場を提供し、当校の法的義務を果たすため、全教職員に適切な労働安全衛生情報を提供し、訓練を実施する。
- 適切な場合は、事案を報告・調査し、再発防止に努める。

安全な職場を推進するため、従業員、ボランティア、来校者および請負業者には以下のことが求められる。

- 自らの労働安全衛生に合理的な注意を払い、他者を危険にさらさないよう行動する。
- 労働安全衛生に関する危険源やリスクの特定、校長への報告、およびそれらの低減に積極的に取り組む。
- 不当なリスクが確認された場合、関連する活動を中止し、危険源を隔離する(可能かつ安全な場合)。

校内で作業を行う請負業者

請負業者は、当校の労働安全衛生に関する各種方針と手順、および実施される作業への影響を理解するために、氏名等の記帳を行い、安全衛生に関する導入教育を受けなければならない。導入教育の一環として、作業開始前に必要なリスク管理書類を提出し、保険に加入していること、安全な方法で必要な作業を完了できることを証明しなければならない。危険源あるいは事故が発生した場合は必ずこれを報告し、当校の行動規範を遵守すること。当校の指示に従わない、または遵守しない場合は、契約違反とみなされ、契約解除の十分な理由となる。

来校者およびボランティア

来訪者およびボランティアは、当校の労働安全衛生に関する各種方針と手順を遵守し、自己および他者の安全を守るための合理的な手段を講じなければならない。危険源あるいは事故が発生した場合は、必ずこれを報告しなければならない。来校者あるいはボランティアが当校の指示に従わない、または遵守しない場合は、当校敷地内から退去しなければならない。

応急処置と感染対策

傷病者が出た場合は、必ずその負傷や病気に対して直ちに適切な処置が施されるよう、応急手当の要件を確認し、適切な手配を実施することが重要である。当校は、発生したすべての事故を記録し、関係する家庭に通知を行う。

労働安全衛生に関する相談およびコミュニケーション

労働安全衛生に関する情報は、従業員に対して定期的に提供される。各種問題に関して従業員と相談を行い、従業員は、自らの安全衛生に影響を及ぼす可能性のある決定に参画することが認められている。

労働安全衛生上の危険源管理手順

労働安全衛生上の危険源を適切に管理するために、当校は以下のプロセスを実施する。

- 管理作業員は毎日、学校におけるリスクを監視する。
- 全教職員は、担当分野のチェックリストを用いて毎月点検を行う。
- 安全衛生上の危険源を特定する。
- 危険源に関連するあらゆるリスクを評価する。
- 危険源を管理する。
- 校長および事務長は、毎月、危険源管理が有効であることを確認するための評価を行う。
- すべてのリスクをリスク評価用紙に記録する。

労働安全衛生上の危険源管理を通し、職場に危険源を引き起こし得るリスクがあると合理的に予見できるすべての状況において適切な行動をとることが当校に求められる。

労働安全衛生の導入教育および訓練

- 従業員または請負業者が勤務を開始する際、導入教育時に本訓練は開始される。当校の各職務には、それぞれ特定の労働安全衛生上の責任があり、特定レベルの能力が要求される。適切な情報、指導、訓練を計画的かつ適時に提供することにより、従業員および請負業者が安全衛生上の義務を理解し、それぞれの役割に関連する業務を安全に遂行できる能力を身につけることができる。
- 労働安全衛生の訓練への継続的な取り組みに教職員の参加を促すため、各学期に少なくとも1回は、職員会議において本取り組みに関する時間を確保する。

購入時の労働安全衛生管理

新たなリスクが職場に持ち込まれないようにするため、当校は、機器、設備、化学物質、製品を新規に購入する際は、その安全性を確認しなければならない。これらの新規機器、設備、化学物質、および製品を職場に導入する際は、これに関連するあらゆるリスクを事前に把握し、管理しなければならない。校長および事務長が分担して本責任を担う。

労働安全衛生リスク管理

当校は、関係者と協議の上、労働安全衛生に関する既存および新規の危険源、および実施業務、取り扱われる物質、あるいは施設に変更があった場合に持ち込まれ得る新たな危険源の見直しを含め、職場における労働安全衛生上の危険源を定期的に特定しなければならない。

負傷、事案、危険源の報告

当校が承認した活動に従事している間に発生したすべての事案、負傷、あるいは危険源は、校長に報告しなければならない。

労災補償と職場復帰

ビクトリア州労働局 (Victorian WorkCover Authority: VWA) は、その責任において、ビクトリア州労働者災害補償制度を実施する。本制度の法的根拠は、2013 年労働災害リハビリテーション補償法 (Workplace Injury Rehabilitation and Compensation Act: WIRCA) である。

労働者災害補償制度は「過失の所在に関わらない」労働に関連する災害補償制度である。つまり、労働者が補償を受ける権利の有無は、負傷の責任が誰にあるかという問題ではなく、2013 年労働災害リハビリテーション補償法の規定に従い、その負傷が雇用に関連していたかどうかによって判断される。

本制度の主な目的は、職場の傷病による社会的・経済的損害を、以下の方法で最小限に抑えることである。

- 職場における労働者の健康と安全、および負傷した従業員のリハビリを向上する。
- 負傷した従業員が労働災害の補償として適切な受給資格を得られるようにする。
- 雇用主が労働災害を受けた従業員に適切な雇用を提供することを保証する。
- 労働者災害補償保険料の支払いにより、雇用主が本制度の費用を公平に負担する。

従業員が補償を求める場合、学校または従業員のいずれかが以下の機関に問い合わせることができる。

Victorian WorkCover Authority (ビクトリア州労働局)

Level 24, 222 Exhibition Street

Melbourne, VIC 3000

電話: (03) 9641 1555

ウェブサイト: <https://www.worksafe.vic.gov.au/>

従業員の安全と支援サービス

当校は安全な職場環境の維持に努めており、従業員は様々な支援サービスを利用できる。

WorkSafe Victoria (ビクトリア州労働安全局)

1 Malop Street

Geelong, VIC 3220

電話: 1800 136 089

ウェブサイト: [WorkSafe Victoria](https://www.worksafe.vic.gov.au/)

医療相談サービス

医療相談サービスは、教育・訓練省が定めた人事管理方針、従業員の健康に対する義務、学校運営上の要件に精通した労働衛生に関する専門家チームが、校長や管理職者を対象に電話あるいはEメールを利用して行う無料の相談サービスである。

このサービスでは、職務遂行能力に影響を与える(心理的・身体的な)健康上の問題を抱えた従業員の管理について、校長や管理職に助言を提供する。

また、学校外の適切な医師による健康診断の手配についてのサポートも行っている。

インジュリーネット(InjuryNET)

電話: 1300 031 057

Eメール: DET@injurynet.com.au

関連法令

Occupational Health and Safety Act 2004

(2004年労働安全衛生法)

Occupational Health and Safety Regulations 2007

(2007年労働安全衛生規則)

Australian and Standard Risk Management Principles and Guidelines AS/AZS ISO 31000:2009

(オーストラリアおよび標準的なリスク管理の原則とガイドライン AS/AZS ISO 31000:2009)

Victorian Government Risk Management Framework 2011

(2011年ビクトリア州政府リスク管理フレームワーク)

Working with Children Act 2005

(2005年児童保護(子供と接する仕事)法)

Working with Children Regulations 2006

(2006年児童保護(子供と接する仕事)規定)

Victorian WorkCover Authority (VWA), Duties of Contractors, May 2005

(ビクトリア州労働局(VWA)「請負業者の義務」2005年5月出版)

VWA, New Safety Rules for Construction Work, May 2005

(ビクトリア州労働局 VWA「建設工事に関する新安全規則」2005年5月出版)

Victorian WorkCover Authority Compliance Code – First Aid in the Workplace

(ビクトリア州労働局行動規範 - 職場における応急手当)

The Blue Book – Guidelines for the Control of Infectious Diseases, Department of Health Victoria

(ブルーブック - 感染症対策ガイドライン(ビクトリア州保健省))

Dangerous Goods Act 1985

(1985年危険物質法)

Dangerous Goods (Storage and Handling) Regulations 2012

(2012年危険物質(保管および取扱い)規定)

Workplace Injury Rehabilitation and Compensation Act (WIRCA) 2013

(2013年労働災害リハビリテーション補償法(WIRCA))

The Blue Book Guidelines for Control of Infectious Diseases, Department of Health Victoria

(感染症対策のためのブルーブックガイドライン(ビクトリア州保健省))

関連する方針および要領

- [生徒の投薬に関する方針](#)
- [アナフィラキシーに関する方針](#)
- [いじめ防止に関する方針](#)
- [紫外線に関する方針](#)
- [子どもの安全および福祉に関する方針](#)

承認

作成日	2024年11月
審議	教職員、学校運営理事会
承認者	学校運営理事会
承認日	2024年11月
再評価予定日	2026年11月

本方針は英語で作成され、日本語版はあくまで参考として翻訳されています。英文版が正本である為、これら両言語版の間に矛盾抵触がある場合は英文版が優先されます。